

地場産業緊急支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 地場産業緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた、製造業を営む地場中小企業者等が速やかに行う販売促進や状況が沈静化した以降の立て直しに向けて取り組む事業について、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、落ち込んだ地場産業の需要回復を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「地場産業」とは、地場中小企業者が営む事業をいう。また、「地場中小企業者」とは、山梨県中小企業・小規模企業振興条例（平成28年条例第3号。）第2条第1号に定めるもののうち、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。

2 この要綱において「連携体」とは、二以上の企業者の集まりであって、その構成員の2/3以上が地場中小企業者であるものをいう。

3 この要綱において「組合等」とは、地場中小企業者によって構成されている組合又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会。

二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び協業組合。

三 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第6号）に基づく酒造組合。

四 一般社団法人（特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱会することができる旨を定款に定めているものに限る。）。

五 その他、知事が特に必要と認める団体。

4 この要綱において、「地場中小企業者等」とは、地場中小企業者、連携体、組合等をいう。

5 この要綱において、「地域の優れた資源」とは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき、山梨県知事が指定した地域産業資源のうち「農林水産物」を加工したもの、又は「鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術」を主として対象とする。

(補助対象事業等)

第4条 知事は、地場中小企業者等が行う次の項目に該当する事業であって、別表1に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 国外向け事業

地場中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響への対策として行う、主として国外に向けた販売促進等の事業

二 国内向け事業

地場中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響への対策として行う、主

として国内に向けた販売促進等の事業

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に補助事業計画書(様式第1-1)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査の実施)

第6条 知事は、前条第1項の規定により助成対象者から提出された補助金交付申請書の計画内容及び補助金交付の適否の審査を、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号)に定める山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会に委嘱するものとする。

(交付の決定)

第7条 審査委員会は、第5条により申請のあった事業を別表2の評価項目について審査し、その結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に規定する審査委員会の報告を受け、補助金の交付について適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)により当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第5条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業に影響を及ぼさないと認められる軽微なものは除く。

(2) 補助事業の経費を変更しようとするとき。ただし、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合で、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 各経費区分の増減額が20%以内の変更である場合

- イ 各経費区分の増減額が10万円以内の変更である場合
- 2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書（様式第6）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業完了後、当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払することができる。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8-1）又は精算払請求書（様式第8-2）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第9）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、産業財産権届出書(様式第11)を知事に提出しなければならない。

(成果の発表)

第19条 知事は補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

(帳簿等の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑 則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

別表 1 (第4条関係) 「補助対象経費、補助限度額及び補助率」

補助対象経費		補助限度額		補助率
経費区分	経費の内訳	国外向け事業	国内向け事業	
謝金	講師及び助言者等謝金	1 補助事業 300万円	1 補助事業 250万円	補助対象経費の2/3以内
旅費	講師及び助言者等旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費、バイヤー招聘旅費等	ただし、1 地場 中小企業者は、 200万円	ただし、1 地場 中小企業者は、 150万円	
庁費	会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、産業財産権等取得費、市場調査費、コンサルタント費、商品パッケージ改良費、消耗品費等			
委託費	事業の一部を委託する経費			
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費			

※会場整備と広告宣伝など複数の経費を同時に一社へ委託する場合の経費区分は、委託費とする。

※個人に係る海外旅行保険は対象外とする。

※グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された旅費は対象外とする。

※賃金は補助事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者を対象とする。(作業日報、雇用関係書類等の作成が必要)

別表 2 (第 7 条関係) 「評価項目」

地場産業製品等の特徴
新型コロナウイルスの感染拡大による影響
事業目的・目標の的確性及び課題の認識と解決方法
実施内容・規模の妥当性
実施体制・手段の実効性
事業実施の効果 (事業の継続性)